

静岡県計量検定所に対する基準器検査の申請について

静岡県計量検定所に対する基準器検査の申請については、下記に御注意ください。
記

1 申請に当たっての事前連絡等

- (1) 申請に当たっては、検査対象の基準器を当所へ持込みする前に、基準器の種類、個数、持込日等を当所宛て電話連絡してください。
- (2) 原則として、検査は当所で行いますが、当所以外の場所での検査を希望する場合は、検査日の1か月前までに当所宛て御連絡ください。
- (3) 基準分銅については、正確に検査するため、検査室内の環境に24時間以上馴染ませてから検査するので、時間的な余裕を持って申請してください。

2 提出書類

(1) 基準器検査申請書 1部

(注) 基準器検査申請書中の「2 基準器を用いる計量器の検査」欄は、次表のとおり記入してください。

申請者の区分	記 入 事 項
特定市の長	定期検査・立入検査（質量基準器以外）
届出製造・修理事業者	届出製造・修理事業者が行わなければならない検査
指定製造事業者	指定製造事業者が行わなければならない検査
指定定期検査機関	指定定期検査機関が行わなければならない検査
計量士	計量士が行う適正計量管理事業所(株〇〇)における検査
計量士	計量士が行う定期検査の代検査

(2) 申請する基準器の種類別の必要書類

申請する基準器の種類別に、次の書類の提出が必要となります。

ア 基準分銅

基準分銅内訳書 1部

(注1) 申請者又は精度等級ごとに、別々に記入してください。

(注2) 多数の基準分銅を持込みする場合は、分銅の器物番号の記入に誤りがないよう特に御注意ください。

イ 液体メーター用基準タンク

前回の基準器検査成績書の写し 1部

(3) 委任状

代理人が申請する場合は、基準器検査申請書とともに委任状を1部提出してください。

代理人が申請する場合(委任状を提出する場合は、基準器検査申請書の申請者の押印を省略することができます。

(4) 特定計量器製造・修理事業届出書の副本の写し

上記(1)の申請者の区分が届出製造・修理事業者であって、特定計量器の製造・修理事業の届出を当所に対して未提出の場合(製造事業の届出を主たる事業所が所在する静岡県以外の都道府県へ提出した場合等)は、届出製造・修理事業者である証として、基準器検査申請書とともに特定計量器製造・修理事業届出書の副本の写しを1部提出してください。

3 基準器検査手数料

- (1) 検査手数料は、基準器検査申請書提出の際、静岡県収入証紙によりお支払いください。(※一般社団法人静岡県計量協会へ静岡県収入証紙代金を預託している場合を除く。)

静岡県収入証紙は、当所事務室の隣に所在する一般社団法人静岡県計量協会にて購入できます。

- (2) 当所以外の場所で検査する場合は、基準器検査手数料のほかに所在場所検査費用の支払いを要します。所在場所検査費用も静岡県収入証紙にてお支払いください。

4 その他注意事項

- (1) 基準分銅の器物番号や精度等級の表記が不鮮明な場合は、検査持込み前に刻印し直しておいてください。
- (2) 基準器の搬入・搬出時は、事故が発生しないよう、当所職員の指示に従って、安全に作業してください。

静岡県計量検定所 検定課

〒421-1221 静岡県静岡市葵区牧ヶ谷 2078

電話番号 054-278-8311

FAX番号 054-278-5479

Email keiryokentei@pref.shizuoka.lg.jp